

○標章及び証明書の再交付

(第 39 条)

改正 令和 5 年 9 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項	第 39 条
処分の概要	標章及び証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行規則第 6 条の 4 第 2 項
審査基準	判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間	7 日
申請先	警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課
問い合わせ先	警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係